

令和7年5月14日

生産振興課 池野
(直通) 225-1620
(内線) 4660

令和7年度新嘗祭献穀田御田植式にいなめさいけんこくでんおたうえしきの開催について

令和7年度の新嘗祭献穀田御田植式が下記により開催される。
なお、能登地区においては、災害からの復旧段階にあり、実施しない。

記

	加 賀 地 区
御田植式 日時 会場	令和7年5月16日(金) 10時00分～11時30分 川北町与九郎島 ほ場
献穀者 氏名	ひぎし ともりのり 披岸 智範
献穀田概要 ほ場面積 品 種	620 m ² ひやくまん穀
出席者 (予定)	吉 田 農林水産部長 (知事代理) 前 川北町長 善 田 県議 亀 田 県議 西 田 町議会議長 作 田 J A能美組合長 他

にい なめ さい 新嘗祭について

1. 新嘗祭とは

新嘗祭とは、11月23日（もと陰暦11月中の卯の日）に行う宮中行事で、天皇が新米を天地の神に供え、親しくこれを食する祭事

2. 新嘗祭はいつ頃から行われているか

- (1) 毎年実施されるようになったのは、第22代清寧天皇（西暦480年頃）と
言われている（今上天皇126代）
- (2) 明治以前は、山城の国宇治の御領地で生産された米で実施
- (3) 明治初期から明治24年までは、全国の御領地で生産された米で実施
- (4) 明治25年からは、全国の知事からの請願により各県で生産された米で実施
- (5) 昭和21年に農林省監督が廃止され、現在は宮内庁で対応

3. 献穀米の献納について

- (1) 皇居において、献穀献納式が10月下旬に執り行われる
- (2) 皇居賢所で行われる献穀献納式に出席できるのは献穀者夫妻と各市町代表者
及び作柄奏上者とその随行者
- (3) 全国各都道府県よりの献穀内容は、

精米のみ2ヶ所の県・・・石川県、北海道、福島県（3道県）

精米のみ1ヶ所の県・・・富山県、愛知県、大阪府、沖縄県等（20府県）

精米と精粟各1ヶ所の県・・・新潟県、福井県、東京都、京都府等（22都府県）

※ 都道府県数は、令和6年度

→< 献穀内容のちがい（宮内庁より） >

全国の知事からの請願により、当初は精米と精粟まいぞくによる献穀とされてきたが、時代の変化とともに粟の生産が減少する中、精粟の献穀を辞退する県が増加。なお、石川県は米産地として、精米2ヶ所での献穀を宮内庁に申し入れ、昭和32年度から特例として認められたものと考えられる。

- (4) 献納する量は、原則精米は1升、精粟は5合。

加賀地区 献穀田御田植式会場（川北町与九郎島）

川北町与九郎島22、23（620m²）



拡大図

